

安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続
を求める意見書

公共事業の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に市町村の生命と財産を守り、国の責務として社会資本整備を推進するため、次のとおり、国土交通行政の執行体制の強化を求める。

- 1 国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するため、中国地方整備局及び事務所・出張所の廃止を行わないこと。
- 2 公共事業の予算配分を水害・土砂災害・雪害等の防災及び生活関連に伴う河川・道路等の整備，維持管理に重点配分するとともに，中国地方整備局及び事務所・出張所の組織を災害時でも敏速に対応できる体制にすること。
- 3 国民の安全・安心につながる社会資本整備は，国の基本的責務であり，地方に移譲することなく国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

広島県海田町議会